

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部改正について(案)

平成22年4月
青少年課

1 現状

平成21年4月 「青少年インターネット環境整備法」の施行

18歳未満の青少年が使用する携帯電話は、原則としてフィルタリング機能を設定。ただし、保護者が申し出れば解除が可能

子どもに要求されると、保護者は安易にフィルタリング機能を解除してしまう

青少年が使用する携帯電話について、フィルタリング利用徹底のため条例改正

2 改正内容

改正条例により新たに規則で定めるとされた事項について、規定の新設。

改正条例(3月30日公布)

○ 保護者は、正当な理由がなければフィルタリングを解除できない。

○ 事業者は、保護者に対して口頭説明や説明書の交付を行う。

改正規則に新設する事項(案)

○ 正当な理由

- ・ 就労
- ・ 障害や疾病
- ・ 保護者が青少年のインターネットの利用状況を適切に把握

○ フィルタリングを利用しない旨の申出の書面に記載すべき事項

- ・ 申出日・申出者の氏名
- ・ 申出者の電話番号・正当な理由

○ 事業者が説明すべき事項

- ・ 有害情報閲覧の機会が生じること
- ・ 不適切な利用により犯罪を誘発し、又は犯罪により被害を受ける恐れがあること
- ・ フィルタリング解除の申出には正当な理由が必要なこと

3 スケジュール

平成22年 2月

改正条例案 第4回審議会、2月県議会に提案

平成22年 3月

改正条例可決

平成22年 5月

施行規則改正(予定)

平成22年10月

改正条例、規則の施行

4 他県の状況

○ 東京都は2月議会に改正案を提案。継続審議

○ 同様の条例は、兵庫県(平成21年3月)、石川県(平成21年7月)で制定済み